

【岐阜県版】

教 育 支 援 の 手 引

令和4年3月

岐 阜 県 教 育 委 員 会

はじめに

平成18年12月、国連総会における「障害者の権利に関する条約」の採択以降、平成24年7月には文部科学省や中央教育審議会初等中等教育分科会により「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（報告）がとりまとめられ、障がいのある子供の自立と社会参加を見据え、子供一人一人のニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様な仕組みが整備されてきました。

また、令和3年1月には、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」がとりまとめられ、特別支援教育に関する方向性が改めて示されました。

岐阜県においても、「地域と共に創る 新たな学びのスタイル」の基本理念・基本方針のもと、「新 子どもかがやきプラン」に基づいて、特別支援教育を推進するための体制整備を目標に様々な施策に取り組んできました。一人一人の多様な教育的ニーズに応じて、学校資源や地域資源を効果的に活用したきめ細やかな学びを受け取ることができる「岐阜県が進めるインクルーシブ教育システム」の構築を目指し、子供たちの願いに寄り添い、学びを広げ、社会につなぐための教育内容の充実を具現化するための施策を進めています。

文部科学省は、従来の「教育支援資料」について、障がいのある子供の就学先となる学校や学びの場の適切な選択に資するため、令和3年6月に「障害のある子供の教育支援の手引」として改訂を行いました。本県においても、文部科学省の方向性をふまえつつ、「教育的ニーズ」を整理する際の考え方や支援の具体例を記載し、就学先の学校や学びの場の判断に際してのQ&Aを充実するなど、これまでの「(岐阜県版) 教育支援の手引」を大幅に改訂いたしました。市町村教育委員会を始め、関係各位におかれましては、本手引を活用し、県内の子供たち一人一人のニーズに的確に応える指導を提供できるよう、お願い申し上げます。

目 次

1	障がいのある子供の教育支援の基本的な考え方	1
2	就学に関するモデルプロセス	4
3	障がいの種類と程度及び学びの場	10
	・就学事務手続きに関わる年間の流れ	14
4	教育的ニーズを整理するための調査事項について	15
	・教育的ニーズを整理するための調査事項の例	16

＜関係資料＞文部科学省資料

- ・「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について（通知）文科省 R3.6
37
- ・新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）R3.1
39

（別冊１） 県立特別支援学校の就学にかかる手続き

（別冊２） 教育支援に関するQ&A

1 障がいのある子供の教育支援の基本的な考え方

(1) 障がいのある子供の教育に求められること

学校教育は、障がいのある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障がいのある子供と障がいのない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指し、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要です。

そのための環境整備として、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要です。

そして、子供一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先の学校や学びの場を判断することが必要です。

さらに、全ての学びの場において、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶ取組を、年間を通じて計画的に実施することが大切です。小中学校等内において、特別支援学級と通常の学級との間の日常的な交流及び共同学習を推進することはもちろんのこと、特別支援学校と小中学校等との交流及び共同学習を積極的に推進することが必要です。

(2) 早期からの一貫した教育支援

① 早期からの教育相談・支援の重要性

障がいのある子供に対し、その障がいを早期に把握し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障がいのある子供を支える家族に対する支援という側面からも、大きな意義があります。

乳児期から幼児期にかけて子供が専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、医療、福祉、保健等との連携のもとに早急に確立することが必要であり、その資源の積極的・効果的な活用により、高い教育効果が期待できます。

教育委員会と福祉部局とが早期から連携して、互いの窓口を明確にしたり意識的に情報共有を行ったりするなど、教育と福祉等の効果的かつ効率的な連携体制を構築することが重要です。

② 一貫した教育支援の重要性

障がいのある子供が、地域社会の一員として、生涯にわたって様々な人々と関わり、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするためには、教育、医療、福祉、保健、労働等の各分野が一体となって、社会全体として、その子供の自立を生涯にわたって教育支援していく体制を整備することが必要です。

障がいのある子供一人一人の教育的ニーズを把握・整理し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育支援の全体を「一貫した教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用等の推進を通じて、子供一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、今後の特別支援教育の更なる推進に向けた基本的な考え方として重要です。

個別の教育支援計画の作成・活用等により、障がいのある子供一人一人について①教育的ニーズの整理、②支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の検討、③関係者間の情報共有の促進と共通認識の醸成、④家庭や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携強化、⑤教育的ニーズと必要な支援の内容の定期的な見直し等による継続的な支援、などの効果が期待でき、その取組を強力に推進していくことは、特別支援教育の理念の実現につながるものです。

これにより、就学支援中心の「点」としての教育支援だけではなく、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な教育支援に至る一連の「線」としての教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を目指すことが大切です。

③ 移行期の教育支援に求められること

一貫した教育支援を効果的に進めるためには、教育支援の主体が替わる移行期の教育支援に特に留意する必要があります。移行期においては、個別の教育支援計画やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、従前の教育上の合理的配慮を含む支援の内容を新たな支援機関等に着実に引き継ぐことが重要です。

特に、就学移行期（園や保育所、通所支援施設等から小学校、義務教育学校前期課程や特別支援学校小学部に引き継がれる時期、及び小学校、義務教育学校前期課程や特別支援学校小学部から中学校、義務教育学校後期課程や特別支援学校中学部に引き継がれる時期）における教育支援の在り方は重要です。理由としては、本人及び保護者の期待と不安が大きいこと、就学移行期は子供の成長の節目と対応していること、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学校や学びの場を検討する必要があることなどが挙げられます。

このため、本人及び保護者が正確な情報を得て、それらを理解した上で意向を表明できるよう、小中学校等と特別支援学校双方で受けられる教育の内容、支援体制を含む基礎的環境整備、「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の提供、可能な範囲で医学等の専門的見地も含めた学校卒業までの子供の育ちの見通し等について、きめ細かい情報提供を行うこと、さらに卒業後を含むライフステージに応じて、小中学校等や特別支援学校における教育による成長事例が、本人及び保護者等に分かりやすい形で情報提供されることが重要です。

④ 就学後のフォローアップと柔軟な対応

就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、小中学校等から特別支援学校又は特別支援学校から小中学校等といったように、双方向での転学等ができること、新たに通級による指導の開始や終了ができること、特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更ができることなどを、全ての関係者

の共通理解とすることが重要です。

そのためには、学校内の特別支援教育に関する体制を整備しながら、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を定期的に行い、支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容についての評価に基づき、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しを行うとともに、学校や学びの場を柔軟に変更できるようにしていくことが適当です。

⑤ 進学や就職、就労等に向けた取組

障がいのある子供が、将来の進路を主体的に選択できるよう、子供一人一人の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが大切です。その際、実際に進学した場合に必要な教育上の合理的配慮を含む支援の内容の整理等、子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた早期の準備が必要です。また、就職を希望する生徒に対しては、企業等への就職が、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進めることが必要です。さらに、卒業後に福祉サービスを利用した、いわゆる福祉的就労等に進むことも想定されることから、障害福祉担当部局等との連携を進めることも必要です。

社会の中で自立していくための教育という意味でキャリア教育と特別支援教育の考え方には共通するものがあります。社会環境の変化が大きくなっていく中、特別支援教育で行われてきている自立や社会参加に向けた主体的な取組を促す支援、職業教育や職場体験を更に充実させ、進化させていく必要があります。

(3) 今日の障がいの捉えと対応

① 今日の障がいの捉え方

WHOは、平成13年に、「国際生活機能分類（ICF）」を採択しました。障がいの捉え方については「障害者差別解消法」やユニバーサルデザイン2020行動計画等においても「障害の社会モデル」の考え方が大切にされていることに留意する必要があります。また、「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」等においても、「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識・技能等を身に付けるための指導を計画する際には、ICFの障害の捉え方を踏まえる」よう、ICFの詳細な解説を含め具体的に示されています。

② 合理的配慮とその基礎となる環境整備

・基礎的環境整備等について

合理的配慮の基礎となる環境整備については、基礎的環境整備と呼ぶこととされています。基礎的環境整備は、不特定多数の障がい者が主な対象となるものですが、その整備状況を基に、設置者及び学校が、各学校の状況に応じて、障がいのある子供に対し、合理的配慮を提供することとなります。合理的配慮の充実を図る上で基礎的環境整備の充実は欠かせません。

基礎的環境整備については、体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要があります。また、後述の合理的配慮は、基礎的環境整備を基に個

別に決定されるものであり、それぞれの基礎的環境整備の状況により、提供される合理的配慮は異なることになる点について留意する必要があります。

・合理的配慮の定義等について

合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

・合理的配慮の決定方法・提供・観点について

合理的配慮の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面も勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなります。各学校の設置者及び学校は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、障害者差別解消法に基づき、合理的配慮を行うことが重要です。その際、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要があります。

設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点『①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備』等を踏まえながら、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが重要です。

また子供一人一人の教育的ニーズを把握・整理し、就学先となる学校やそれぞれの学びの場における基礎的環境整備の状況等により、提供可能な合理的配慮を勘案しながら、就学先となる学校や学びの場の検討がなされることから、教育委員会・学校、本人及び保護者の双方で合理的配慮の確保や提供に関する理解を深めることが大切です。

2 就学に関するモデルプロセス

（１）就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

我が国では、「学校教育法施行令 22 条の 3」において特別支援学校における教育の対象として 5 つの障がいの程度が定められています。また、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月文科初第 756 号）において特別支援学級や通級による指導の対象となる障がいの種類及び程度が示されています。ただし、いずれについても障がいの状態を示したものであり、「就学基準」としての機能はもたないこととなる一方で、障がいの程度を示すものとしての機能は、引き続き有していることには留意が必要です。

これを踏まえ、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障がいのある子供の障がいの状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子供一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する必要があります。その際、子供一人一人の障がいの状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することがまずは重要です。そして、

自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行うとともに、市町村教育委員会が総合的な判断を行い、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市町村教育委員会が決定することとなります。

こうした一連のプロセスとそれを構成する一つ一つの取組の趣旨を、就学に関わる者全てが十分に理解することが、とりわけ重要です。

（２）就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動

法令に基づいて本格的な就学手続が開始される以前の適切な時期に、本人及び保護者を対象とした事前の準備を支援する活動を、計画的に実施していくことが、その後の就学に関する手続きについて十分理解を深め、適切で円滑な就学先の決定を行う上で極めて重要です。

市町村教育委員会が行う具体的な取組例としては、「啓発資料の作成と活用」、「就学説明会の実施」、「早期からの支援を行っている機関との連携」、「早期からの就学に関する事前の教育相談」、「対象となる子供の行動等の観察」、「学校見学や体験入学の実施」、「先輩の保護者や障がい当事者等の経験に学ぶ機会の設定」などが挙げられます。

これらの機会を通して、本人及び保護者が「就学先となる学校や学びの場」や「検討プロセス」について正しく理解し、そのうえで意向を表明できるようにすることが特に重要です。

（３）法令に基づく就学先の具体的な検討とプロセス

市町村教育委員会は、域内に住所の存する子供の適切な就学についての責任を負っています。そのため、就学先決定の仕組みにおいては、本人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定することとなります。その際、教育支援委員会等を設置し、専門家の意見を聞きながら、以下のプロセスを経て就学先を決定します。

① 学齢簿の作成

「（２）就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動」で述べたように、学齢簿の作成前の段階における就学に関する取組が重要なことに留意する必要があります。

② 就学時健康診断の実施

障がいの状態等が明確になっていない幼児や、認定こども園・幼稚園・保育所等への通園・通所歴のない幼児については、就学時の健康診断及びその結果に基づく対応が、就学先の学校や学びの場を決定するための情報を収集する上で特に大きな意味をもつため、慎重を期して実施することが求められています。

③ 保護者からの意見聴取・意向確認のための就学相談

本人及び保護者から就学に関する意見聴取・意向確認を行うための就学相談に当たっては、「（２）就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動」を参照した取組を実施し、本人及び保護者が就学先について考える時間を十分に確保しておくことが必要です。また、就学先決定後も、柔軟に学校間の転学や学びの場の変更等ができることなどの説明を行うことも必要

です。中学校又は特別支援学校中学部への進学時などにおいては、保護者の思いが子供本人の思いや子供の教育的ニーズとは異なる場合があることに留意する必要があります。

④ 市町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の検討

市町村教育委員会は、障がいのある子供の障がいの状態等の整理や、これまでの就学に関する事前の相談・支援として行われる様々な活動を通じて整理された子供の課題、本人及び保護者の意向等の結果を踏まえ、対象となる子供の教育的ニーズと必要な支援の内容を検討し、本人及び保護者や学校等との合意形成を進めながら、最終的には市町村教育委員会が、法令に基づき、就学先を決定することになります。

この場合においては、教育的ニーズと必要な支援の提供について、地域の教育資源等をどのように活用できるのかとともに、現在の教育資源では提供が困難な支援の内容を明確にすることも重要であり、就学先の違いにより必要となる環境や支援の内容、期待される教育効果、将来の支援の見通しなどについても検討し、整理することが必要です。

さらには「外国人の子供の就学の促進及び就学状況等の把握等について（通知）」（平成 31 年 3 月）を踏まえるなどして、「障がいのある外国人の子供の場合」、「重複障がいのある子供の場合」、「医療的ケアの必要な子供の場合」など、様々な状態に応じて教育的ニーズの整理と必要な支援の検討を実施できるように備えておくことが大切です。

⑤ 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり、教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行うことが必要です。なお、専門家からの意見聴取は、市町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり、就学先を決定するのは、教育支援委員会等ではなく、あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要です。

また、教育支援委員会等においては、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、以下のように、その機能の拡充を図っていくことが適当です。

- (ア) 障がいのある子供の障がいの状態等を早期から把握する観点から、教育相談担当者との連携により、障がいのある子供の情報を継続的に把握すること。
- (イ) 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人及び保護者に対する情報提供について助言を行うこと。
- (ウ) 教育的ニーズと必要な支援の内容について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- (エ) 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- (オ) 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- (カ) 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。

- (キ) 就学後についても、必要に応じて学校や学びの場の変更等について助言を行うこと。
- (ク) 合理的配慮について、その提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

⑥ 市町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定

市町村教育委員会による総合的な判断においては、就学時にその時点で子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場を判断することのみならず、就学後の学びの場を出発点にして、可能な範囲で小学校段階6年間、中学校段階3年間の子供の育ちと学校や学びの場の柔軟な見直しの方向性についてもある程度見通しながら判断が行われる必要があります。

また、市町村教育委員会は、本人・保護者に対して十分情報提供を行い、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当です。なお、市町村教育委員会は、あらかじめ本人及び保護者に対し、行政不服審査制度も含めた就学に関する異議申し立ての制度やプロセスについても情報提供を行っておくことも大切です。

⑦ 就学通知の発出

小中学校等への就学が適当と判断された就学予定者については市町村教育委員会から、特別支援学校への就学が適当と判断された就学予定者については県教育委員会から、就学通知を発出します。(市立特別支援学校への就学が適当と判断された就学予定者については市町村教育委員会から、就学通知を発出します)。就学通知の段階で、本人及び保護者との合意形成がなされていない場合があります。この場合は、通知を行いつつも、その後の本人及び保護者との合意形成や、意見の調整の場における検討を踏まえた就学先の変更が行われることがあり得ることを説明しつつ、手続きを執り行うことが重要です。

⑧ 情報の引継ぎ

市町村教育委員会は、原則として翌年度の就学予定者を対象に、入学前までに、それまでの支援の内容、その時点での子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容等について、保護者や認定こども園・幼稚園・保育所や、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して、個別の教育支援計画等として整理し、就学先に引き継ぎます。

なお、個別の教育支援計画について「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」(平成30年8月)が発出され、作成にあたっては当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることが学校教育法施行規則に明記されています。さらに、個別の教育支援計画に係る教育と福祉の連携については「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について(事務連絡)」(平成24年4月)が発出され、障害児相談支援事業所等において作成される障害児支援利用計画等との連携を図ることの重要性も示されました。

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」(令和3年1月)においては、

小中学校等の特別支援学級や通級による指導で様々な指導を受けていた生徒が、高等学校において指導を受けるに当たって、小中学校等での指導や合理的配慮の状況などが十分引き継がれていないとの状況が散見されることから、「個別の教育支援計画」やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、小中学校等での指導を高等学校での指導につなげていくことの重要性も指摘されています。

（４）就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス

就学時に、小学校段階 6 年間、中学校段階 3 年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではありません。就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子供の育ちを見通しながら、小学校段階 6 年間、中学校段階 3 年間の就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要です。そのためには、子供一人一人の発達の種類、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更や転学ができることを、保護者を含めた全ての関係者の共通理解とすることが重要です。その上で、市町村教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子供の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し、必要に応じて教育支援委員会等の助言を得つつ、就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しに努めていく必要があります。

（５）適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築

障がいのある子供の教育的ニーズや、その保護者の願いなどに対して適切な相談・支援を行っていくためには、多分野・多職種によるライフステージを見通した総合的な評価と多様な支援が一体的かつ継続的に用意されていなければなりません。そのため、単独の機関による取組では限界があるため、地域に多分野・多職種による支援ネットワークを構築し、ネットワークにより障がいのある子供やその保護者を支援していくことが必要です。

現在、障がいのある子供やその保護者への支援に関しては、大きく「教育委員会を中心とした教育分野のネットワーク」（県における「広域特別支援連携協議会」等、市町村や地域における「特別支援連携協議会」等）と「地域自立支援協議会を中心とした保健医療福祉分野のネットワーク」（市町村協議会や都道府県協議会）があります。

教育分野と福祉分野のそれぞれに地域におけるネットワークが構築される中で、地域によっては、どちらかの分野が先行してネットワークを構築している場合や、教育と福祉のネットワークがそれぞれあるが、対象エリアが市町村と圏域などと異なっている場合などもあると考えられます。それぞれが教育と福祉、その他関係分野が連携して支援体制を構築することを目的としており、構成メンバーや協議事項も重複することが予想されるため、今後、地域の実情に応じて、組織体制を一本化したり、連携の在り方をルール化したりするなどの工夫が必要です。

（６）就学に関わる関係者に求められるもの

就学先決定までのプロセスに関わる者は、障がいのある子供が自己の可能性を伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うための大切なスタートを担っているという自

覚を強くもつ必要があります。

そこで、市町村教育委員会においては、県教育委員会等と連携して、担当者の「保護者支援におけるカウンセリングマインドの発揮」、「実態の的確な把握（アセスメント）のための連携」といった資質向上のための研修機会を充実するなどの取組が期待されています。

また、小中学校等及び特別支援学校の学校関係者についても、就学前からの支援を受け継ぐ機関として、障がいのある子供への教育支援に対し、幅広く関与していく姿勢が求められています。障がいのある子供への義務教育の実施を担当する責任はもちろん、就学後における障がいの状態等の変化に対しても、各学校の関係者が主体的に子供の教育的ニーズの変化の把握等のフォローを行っていく必要があります。これらの前提として、全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められます。特に、発達障がいに関する一定の知識・技能は、多くの小中学校等の通常の学級に発達障がいの可能性のある子供の多くが在籍していることから、必須です。さらに、特別支援学校については、小中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障がいのある子供への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小中学校等の教員に対する研修協力機能、障がいのある子供への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有しており、その一層の充実を図るとともに、更なる専門性の向上に取り組む必要があります。

3 障がいの種類と程度及び学びの場

(1) 特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 特別支援学級

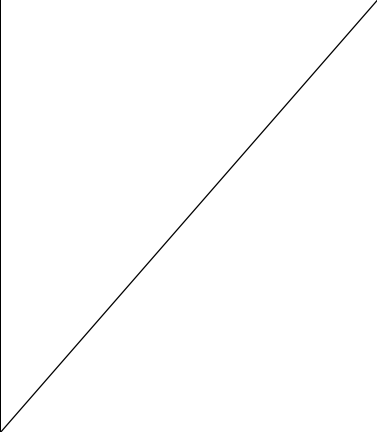
学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、下表に示す障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(3) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、下表に示す障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

<障がいの程度>

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者 両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者 両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
知的障害者 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的障害者 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	肢体不自由者 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	
病弱者 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	病弱及び身体虚弱者 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	自閉症・情緒障害者 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	自閉症者 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの 情緒障害者 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
		学習障害者 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
		注意欠陥多動性障害者 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

障がいのある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

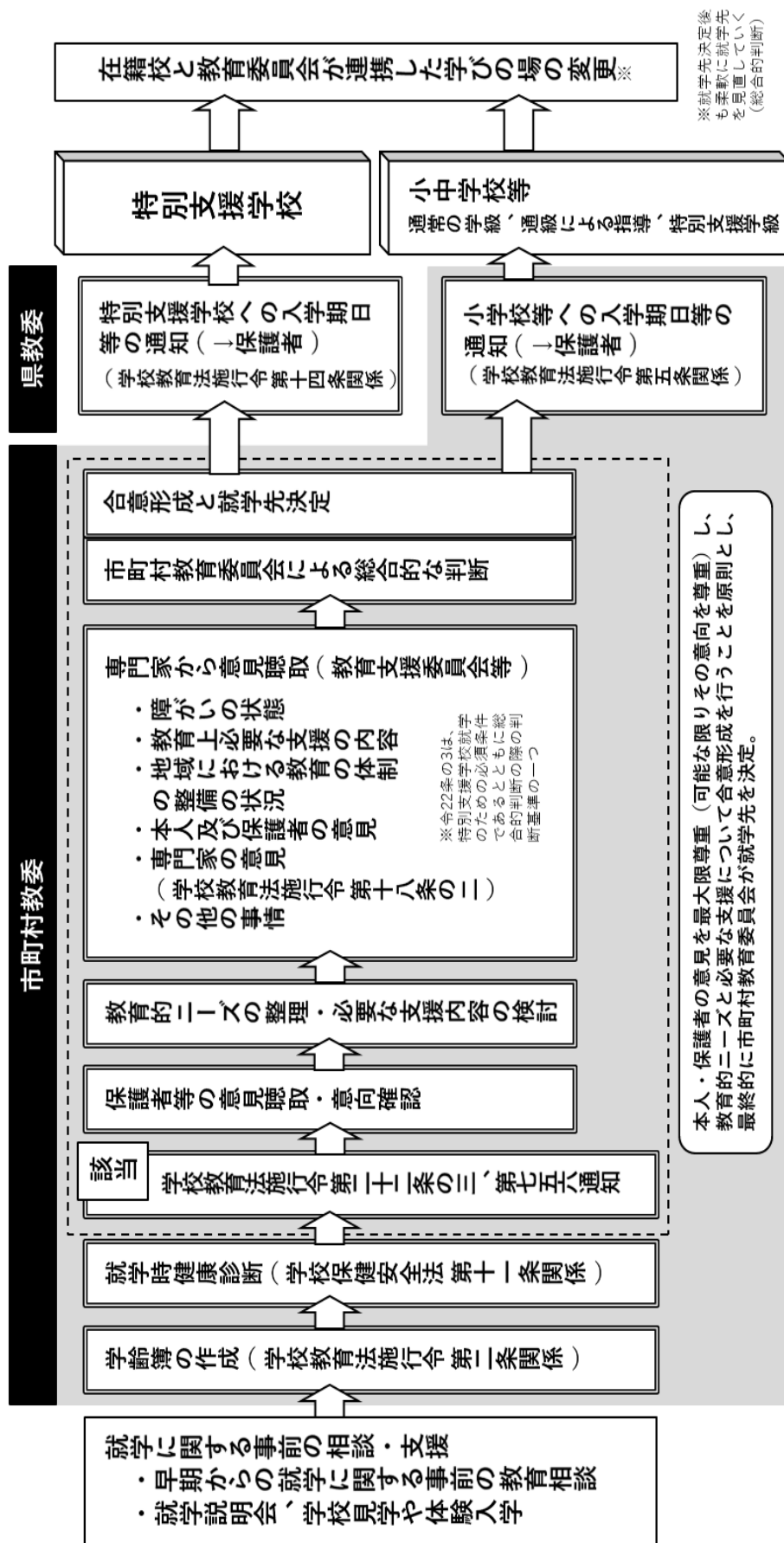
時期

10/31
まで

11/30
まで

1/31
まで

4/1



本人・保護者の意見を最大限尊重（可能な限りその意向を尊重）し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的に市町村教育委員会が就学先を決定。

情報の引継ぎ／個別の教育支援計画の作成・活用

就学事務手続きに関わる年間の流れ

月	市町村教育委員会	県教育委員会	特別支援学校
4月	○教育支援について園校に周知 ○特別支援学校の学校説明会等の開催を各園校に周知	第1回新任部主事研修（教育相談について）	○学校説明会等の案内
5月	○「特別支援学級数・児童生徒数のまとめ」「通級による指導の実施校一覧」の報告 第1回教育支援地区研究協議会（早期からの一貫した教育支援体制）		○学校説明会等の実施
6月	○教育支援委員会の実施		○体験入学会等の実施 ○教育相談の実施
7月			
8月	・各校の就学予定児童生徒数及び特別支援学級等の設置状況と次年度の見込把握	・各市町村の就学予定児童生徒数及び次年度の特別支援学級等の設置見込把握	
9月	第2回教育支援地区研究協議会（新就学の事務手続き等について）		
10月	○就学時健康診断の実施 ○個別相談の実施 ○学齢簿の編成	特別な事情（新就学） ・保護者→市町村教委意思の表明 ※特別支援学校、県教委と情報共有 特別な事情（新就学） ・市町村教委を通じて保護者に結果を回答	特別な事情（新就学） ・保護者→特別支援学校意思の表明 ○特別支援学校に在籍する児童生徒の進学（転学）予定先報告書
11月	○教育支援委員会の実施 ○「特別支援学級（1人継続）状況一覧」「閉級届」の提出	・主たる就学先の特別支援学校及び区域外の特別支援学校に結果を連絡	・主たる就学先の特別支援学校及び区域外の特別支援学校は、県教委より結果の連絡を受ける。
12月	○「特別支援学校への就学支援状況について」「不就学学齢児童生徒の実態調査」の報告 ○「特別支援学級新設・増設申請状況一覧」「通級指導教室調査票（新設・継続）」等の提出 ○特別支援学校への就学についての通知書		○「新（転）入生の意見書」の提出
1月	○保護者への通知	○「就学させるべき児童生徒等の氏名及び入学期日並びにその指定した学校の通知書」	○保護者への通知
2月	○「各市町村教育支援委員会にかかわる調査」「就学時の健康診断における障がいのある幼児数等の調査」の報告 ○「児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者学齢簿」の原本加除訂正通知書の提出		○入学説明会
3月			

4 教育的ニーズを整理するための調査事項について

(1) 教育的ニーズを整理するための調査事項

教育上特別な配慮を必要とする子供の自立と社会参加を見据え、適切な就学先となる学校や学びの場についての判断を総合的かつ慎重に行うためには、対象となる子供一人一人の教育的ニーズを整理し、必要な支援の内容を検討することが不可欠です。

そして、教育的ニーズを整理する際には、下表に示した三つの観点とそれぞれの下位項目を参考にして、情報を把握することが大切です。

観点①	障がいの状態等の把握	(視点) 医学的側面からの把握
		(視点) 心理学的・教育的側面からの把握
観点②	特別な指導内容	(視点) 就学前までに特別に必要とされる養育の内容
		(視点) 義務教育段階において特別に必要とされる指導内容
観点③	教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容	(視点) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の「別表」による観点の配慮 ※「障害のある子供の教育支援の手引（令和3年6月 文部科学省）」第3編Ⅰ～Ⅹ 1の(2)の「教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容」に上記の「別表」と同様の内容が掲載されている。

なお、それぞれの観点・視点に関する具体的な内容については、障がい種ごとに把握すべき事項等もあるため、それらの詳細については「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～（令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）」の第3編Ⅰ～Ⅹ（各障害種別）の1の「(2) 教育的ニーズを整理するための観点」を参照してください。

次頁以降に示す障がい種ごとの「教育的ニーズを整理するための調査事項の例」は、あくまで障がいの程度、状態を正確に把握する上で有益と思われるものとして、前述の「障害のある子供の教育支援の手引」にある【参考資料】から抜粋して掲載しています。実際の調査においては、障がいの程度、地域の実情等に応じて適切な事項を選択したり、調査事項を追加したりするなど、独自の調査事項を定めることが大切です。

さらに、これらの情報の収集、管理及び活用にあたっては、個人情報保護の観点から慎重に取り扱うことが必要です。他機関からの情報収集にあたっては、必ず保護者の同意を得ておくなど慎重な配慮が必要です。